「ワールドマスターズゲームズ2021関西」大阪府実行委員会

会則の一部改正

　次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

８

１

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
|  |  |
| 第３章　会議（総会）第７条　（略）１－８　（略）（幹事会）第８条　（略）　１－７　（略）附　則　この会則は、平成29年４月12日から施行する。 | 第３章　会議（総会）第７条　（略）１－８　（略）９　会長は、必要に応じて、総会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。（幹事会）第８条　（略）　１－７　（略）８　幹事長は、必要に応じて、幹事会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。附　則　この会則は、平成29年４月12日から施行する。附　則　この会則は、平成30年３月29日から施行する。 |
|  |  |

１

１

８

８

８

８